

市原市いじめ問題再調査委員会委員委嘱状交付式及び

平成 27 年度第 1 回市原市いじめ問題再調査委員会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 22 日 (月) 午前 10 時～午前 10 時 45 分
- 2 場 所 市原市役所 議会棟 1 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 小出譲治市長
(委員)
寺田善弘(委員長)、磯邊聡(副委員長)、川崎仁寛、
黒川雅子、中村礼奈
(事務局等)
中島貞一(総務部長)、桐谷芳孝(総務部次長)、
高澤良英(総務課長)、黒須俊一(総務課係長)、
山越康義(指導課指導主事)、安藤康哉(指導課指導主事)
- 4 議 題
 - (1) 正副委員長の選任について
 - (2) 委員会の運営について
- 5 議事の概要
 - (1) 正副委員長の選任について
委員の互選により、寺田委員が委員長に、磯邊委員が副委員長に選任された。
 - (2) 委員会の運営について
事務局高澤課長より下記の事項についての説明をし、各委員の理解を得た。
 - ・重大事態の定義
 - ・重大事態が発生した場合の対処
 - ・市原市いじめ問題再調査委員会の位置づけ
 - ・委員会非開催時の情報提供について

6 会議経過

【市原市いじめ問題再調査委員会委員委嘱状交付式】

桐谷次長 定刻より少し早いですが、只今より始めさせていただきます。

本日は、ご多用の中、「市原市いじめ問題再調査委員会委員委嘱状交付式」及び「平成27年度第1回市原市いじめ問題再調査委員会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、はじめに「市原市いじめ問題再調査委員会委員委嘱状交付式」を執り行います。市長より委員の皆様へ委嘱状を交付してまいります。

市長、総務部長、よろしくお願いいたします。

小出市長 (各委員の席を回り、委嘱状を交付した。)

中島部長 (市長の介添え)

桐谷次長 ありがとうございます。

続きまして、市長から委員の皆様へご挨拶を申し上げます。

小出市長 改めまして、皆様おはようございます。市長の小出でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、「市原市いじめ問題再調査委員会」の委員をお受けいただきまして感謝申し上げます。

いじめ問題につきましては、昨年、文部科学省が行った全国的な調査結果によりますと、平成26年度の小学校でのいじめの認知件数は、過去最高の12万件を超えたほか、岩手県で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど憂慮すべき状況にあります。

輝かしい将来のある子ども達が自ら命を絶つことは、大変痛ましく決して許されることではありません。このような嘆かわしい事件が起こらないように努めていくことが、私たち大人に課された使命であります。

平成25年9月に、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律は、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整えるものであり、滋賀県大津市で起こった中学生のいじめによる自殺事件が大きな社会問題となったことを契機に定められたものです。

本市においても、この法律の施行を受けまして、一昨年8月にいじめ防止を組織的かつ効果的に推進することを目的に、「市原市いじめ

防止等のための基本方針」を定めました。

子ども達のいじめを防止するためには、社会全体がいじめを起こさない風土づくりが大切です。そのため市原市全体としていじめ問題の克服に向けて取り組み、子ども達の健やかな成長を支え見守り続けていかなければなりません。

私は、未来の担い手である子ども達のことを最優先に考え、すべての子ども達への確かな教育実現のため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる「市原市教育大綱」の策定を進め、「未来につなぐいちはらの教育」に覚悟を持って取り組んでまいります。

このような中、決してあってはならないことですが、万が一いじめに関する重大事態が発生した場合には、学校や教育委員会が調査を行い、市長がその調査結果を受けたうえで、更に調査が必要であると判断した際に再調査を行う機関として、この「市原市いじめ問題再調査委員会」を設置させていただくこととしました。

委員の皆様方には、それぞれの専門の立場から、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

桐谷次長 ありがとうございます。以上をもちまして、「市原市いじめ問題再調査委員会委員委嘱状交付式」を終ります。

委員の皆様には、大変申しわけございませんが、市長は、この後の公務のためここで退出させていただきますので、どうぞご了承ください。

小出市長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

【平成27年度第1回市原市いじめ問題再調査委員会】

桐谷次長 それでは、これより「平成27年度第1回市原市いじめ問題再調査委員会」を始めます。

会議に入る前に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。はじめに、会議次第、委員名簿、席次表、次に資料が1～7までありますが、よろしいでしょうか。

それでは、会議次第に戻りまして、2の委員及び事務局等の紹介に移ります。

今回が初めての顔合わせとなりますので、私から委員の皆様及び事務局等の紹介をさせていただきます。

はじめに委員の皆様をご紹介します。

千葉大学教育学部准教授、臨床心理士の磯邊委員です。磯邊委員は千葉大学いじめ防止対応委員会副委員長を務めていらっしゃいます。よろしく申し上げます。

弁護士の川崎委員です。川崎委員は千葉県弁護士会こどもの権利委員会委員を務めていらっしゃいます。よろしく申し上げます。

淑徳大学総合福祉学部准教授の黒川委員です。黒川委員は、浦安市いじめ対策調査委員会副委員長を務めていらっしゃいます。よろしく申し上げます。

帝京平成大学地域医療学部教授の寺田委員です。寺田委員は精神医学、精神保健学がご専門でいらっしゃいます。よろしく申し上げます。

最後になりますが、弁護士の中村委員です。よろしく申し上げます。

次に、事務局側の紹介をします。

総務部長の中島です。

総務課長の高澤です。

総務課係長の黒須です。

指導課指導主事の山越です。

指導課指導主事の安藤です。

最後に、私、総務部次長の桐谷です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

桐谷次長

続きます、会議次第3の議題ですが、議事につきましては、本来であれば、市原市附属機関設置条例第5条第1頁の規定により、本委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますが、初めての委員会であり、委員長がまだ選任されておられません。選任されるまでの間、司会の方で議事進行を務めさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

桐谷次長 ありがとうございます。それでは、ご了承をいただきましたので、私の方で議事を進行させていただきます。ここからの進行につきましては、着座にて失礼させていただきます。

はじめに議題(1)「正副委員長の選任について」ですが、市原市附属機関設置条例第3条第1項の規定により、正副委員長は委員の互選によるとされております。

委員の皆様から正副委員長について、ご推薦等ございますでしょうか。

黒川委員 委員長には、精神医学の分野においてご経験豊かで、ここ市原市にあります大学関係者でいらっしゃる寺田委員を推薦させていただきたいと思っております。

また、副委員長には、教育分野に精通しております磯邊委員を推薦させていただきたいと思っております。

桐谷次長 ただいま、寺田委員を委員長、磯邊委員を副委員長というご意見がありました。他にはご意見はありませんか。

無いようですので、寺田委員に委員長を、磯邊委員に副委員長をお願いするというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

桐谷次長 それでは、委員長は寺田委員、副委員長は磯邊委員にお願いしたいと思います。

では、委員長席及び副委員長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

寺田委員長 委員長に就任しました寺田と申します。簡単に自己紹介をしますと、今現在は、帝京平成大学地域医療学部作業療法学科で学生に精神医学を教えています。元々は、帝京大学の関連の病院で精神科の臨床をしてきました。このような場にはあまり慣れていません。

帝京平成大学とのきっかけは、大学院の臨床心理学科にスクールカウンセラーとして、実務の仕事で携わったことからです。

先程、市長のお話にもありましたが、最近のいじめは、自殺、殺人に至るまで、大きく変わってきているなどマスコミの報道を通じて

ですがそのように感じています。

報道を見ていると、知らなかったとか、把握できなかったでは済まされない非常に大きな声が学校や警察に向けられていると感じながら、一方で学校の先生や警察官などがメンタル面で追い詰められている方がたくさんいることを見てきて、再調査をしていくことは非常に難しいことだと思っています。

特に、被害者や遺族の感情、社会の正義感、そういったものを受け止めながら、現場の人達のメンタルの苦労を考えていかなければならないということで、この役目はとても大変なものであると考えております。

是非、皆さんのお力をお借りして、この仕事が少しでもお役に立てればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

磯邊副委員長 副委員長に就任しました磯邊です。私は、千葉大学の准教授ですが、千葉県臨床心理士会からの推薦ということで、委員に加えさせていただきました。

大学では、主に現職教諭のリカレントをしており、千葉県からの教員の長期研修の指導などにも関わっています。

また、私自身も平成10年から千葉市内の中学校のスクールカウンセラーをやらせていただいております。このことから、先生方の立場からの考え、学校の考え、子どもや保護者の考えに少し共感できることがあるかなと思っています。

今、委員長がおっしゃられたように、いじめ問題は難しくマスコミや世論の風潮だけでなく、実際に何が起きているのかということを考えていかなければならないので、子ども達にもいい影響があるのか、悪い影響があるのかということも思っているわけです。

できれば、この委員会は開催しない方が良いのですが、委員の皆様とお会いする場合は、非常にシビアな仕事になると思います。

微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

桐谷次長 ありがとうございます。これより進行を委員長にお願いしたいと思っております。

委員長、よろしく願いいたします。

寺田委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めさせていただきます。

議題(2) 「委員会の運営について」を事務局より説明をお願いします。
ます。

高澤課長

それでは、私の方から委員会の運営について説明させていただきます。

本来であれば、委員会の設置の趣旨を委員会の冒頭で説明しなければならないところでしたが、ここで説明させていただきます。申しわけありませんが、着座して説明させていただきますので、ご了承ください。

それでは、資料1をご覧ください。こちらが、いじめによる重大事態への対応イメージ図（以下「イメージ図」という。）となっています。

まず、小中学校において、いじめによる重大事態が発生した場合ですが、まず重大事態が何であるかということの説明いたします。資料2のいじめ防止対策推進法をご覧ください。8ページの上段になりますが、第5章重大事態の対処という項目の第28条の中に重大事態の定義があります。第1項第1号、第2号がそれにあたります。第1号いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。第2号いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとなっております。

具体的には、資料5「市原市いじめ防止等のための基本方針」（以下「基本方針」という。）をご覧ください。第4章重大事態への対処とあります。この中で、重大事態の意味について、国の基本方針より抜粋してあります。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」につきましては、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例としては次のケースが想定される。「児童、生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な障がいを負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「**精神症**の疾患を発症した場合」であります。第2号の「相当の期間」につきましては、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安にするとなっております。

では、資料1のイメージ図に戻っていただきたいのですが、このような重大事態が起きた場合は、まず学校側がどういう状況かという事実を把握し、次に学校主体の調査を行います。資料5基本方針の11ページをご覧ください。調査組織という項目がありまして、この中で

対策推進法第28条第1項の規定により学校いじめ対策組織を母体として、公平性・中立性の確保に配慮しながら、学校評議員、PTA役員など教職員以外の委員を加えながら、「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行うということでございます。

その後ですが、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される時には、教育委員会が主体となって調査を行うということになります。この調査につきまして、教育委員会で取りまとめた後、市長へ報告するということになっています。また教育委員会は、対策推進法第28条第2項に基づき適切な情報提供を被害児童生徒及びその保護者にすることになっています。

資料2の対策推進法の9ページをご覧ください。第30条第1項において重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならないという義務規定になっています。市長は、第30条第2項になりますが、前項の規定により報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生防止のため必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により第28条第1項の規定による調査の結果について、調査を行うことができるという規定なのですが、この附属機関というのが、本日皆様にお集まりいただいたこの市原市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）となります。

次に第3項においては、地方公共団体の長は前項の規定による調査を行った時は、その報告を議会に報告しなければならないとあります。

資料1のイメージに戻っていただきますと⑤の再調査結果の報告になります。市長から皆様へ再調査の依頼をしまして、この委員会で調査結果を報告し、市長がその結果を議会へ報告することになっています。以上がこの再調査委員会の位置付け等になっています。

続きまして、資料3の市原市附属機関設置条例をご覧ください。これは地方自治法等に規定しています附属機関を位置付けている条例です。まず第3条ですが、会長又は委員長及び副会長または副委員長は委員の互選によって、これを定めるとありますことから、先ほど皆様にご審議をいただきました。会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理するとあります。第5条は会議の運営の部分となりますが、附属機関の会議は必要に応じ会長が召集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長とともに事故があるときは又は、会長及び副会長がともに欠けたとき若しくは

定められていないときの会議は市長が召集するということから今回は召集させていただきました。

第2項ですが、会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができないということですので、この委員会は5名で構成されていますことから3名以上の出席で開催となりますので、今後日程調整をしていきたいと思っております。

第3項は、会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとなっております。

第6条については、参考意見等の聴取の部分です。別表として附属機関の一覧がありますが、その3ページにこの再調査委員会が定められています。担当事務につきましては、対策推進法第28条第1頁に規定する重大事態が発生した場合における調査結果について、調査審議するということが重大事態が発生しなければ、この委員会は開催されませんけれども、市長が再調査が必要であるとした場合、調査結果について審議するということが、皆様の役割となっております。組織は委員長、副委員長、委員を置くということで、その構成については、学識経験者、その他市長が適当と認める者で定数は5名以内、任期は3年ということで委嘱状を交付させていただきました。

以上が、委員会の設置の趣旨にかかる部分と根拠です。委員会の運営につきましては、この委員会が開かれないことが理想ですが、開かれない場合の対応としましては、例えば来年度についてですが、市原市の現状について、皆様と共有していく必要があると思っておりますが、そのためにこの委員会を開くことは、担当事務とは違うため資料を送付させていただくことで、本市の現状を理解していただければと考えております。

万が一、不測の事態である重大事態が起きた場合は、皆様にお集まりいただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

寺田委員長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問等がございますか。

磯邊副委員長 資料5の10ページの(1)の重大事態の意味の中で、国の基本方針が抜粋されているのですが、その中で「精神症の疾患」とありますが、ちょっと不正確な定義だと思うのですが、これでよいのでしょうか。意味としては、精神的な疾患ということでよいのでしょうか。

高澤課長 国の基本方針より抜粋しているところですが、「精神症」という言葉につきましては、最近の表現であると「精神疾患」が一般的であるかと思いますが、考え方としては副委員長が言われた部分で捉えていきたいと考えております。

磯邊副委員長 この後の説明になるかもしれませんが、もう1つよろしいでしょうか。今年度又は昨年度において、市原市で発生した重大事態は何件あったのでしょうか。

高澤課長 重大事態については、発生しておりません。細かい内容につきましては、この後のその他の中で教育委員会より説明させていただきます。副委員長が言われた精神疾患の捉え方の部分がいじめに起因していることはあるかと思いますが、現在教育委員会として把握している重大事態はありません。

寺田委員長 他に、ご意見、ご質問等はございますか。無ければ、会議次第によりまして進行させていただきます。

4. その他としまして「市原市のいじめ問題等の防止策と現状について」、市原市教育委員会指導課より説明をお願いします。

山越指導主事 はじめに、基本方針についてご説明します。それでは、資料5をご覧ください。平成25年に施行された推進対策法の規定により平成26年8月に策定しました。市内の小中学校そしてホームページを通じて市民の皆様にも周知しているところです。

そして、この基本方針を参考にそれぞれの小中学校で「学校いじめ防止基本方針」を定めています。内容につきましては、重大事態はご理解いただいたと思いますが、その前段として、未然防止、早期発見、対処方法を定めてありますので、後ほど御確認ください。

平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたこと、附属機関としてこの委員会が設置されたことを含めまして、改定を今後検討しているところであります。

ここで、担当を交代させていただきます。

安藤指導主事 それでは、市原市のいじめの現状についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。毎年、文部科学省で3～4月にかけて問題行動調査を行っています。その他、市原市では独自に7月と12月に

調査を行っています。ここに掲載されているのは、問題行動調査結果ですが、平成27年度については、3月から調査が始まるので掲載はありません。

掲載されているのは、平成24年から26年度ですが、平成25年5月に基本方針によりいじめの定義が変わりましたので、平成24年度と平成25年度以降を一概に比べることができませんので、平成25、26年の傾向をご説明します。

小学校の平成25年度のいじめの認知件数が187件、平成26年度が125件、中学校の平成25年度が253件、平成26年度が164件となっております。重大事態は発生しておりません。

3の(1)(2)は学年別の状況です。(3)はいじめ発見のきっかけですが、小学校は本人からの訴え、保護者からの訴え、アンケート調査、中学校はアンケート調査、生徒からの訴え、担任教師の発見の順になっております。(4)はいじめの態様ですが、小学校、中学校ともに一番多いのが、冷やかす・からかい、次に遊ぶふりして叩かれるなど、三番目が仲間はずれ・集団の無視となっております。この傾向は、ここ数年変わっておりません。以上がいじめの現状です。

次に、資料7のHyper-QUのアンケート結果について説明いたします。Hyper-QUは、より良い人間関係作り、より良い学級作りのためのアンケート調査ですが、結果を分析し対応することによって、いじめの未然防止、早期発見にも効果があります。

小学校においては、平成25年度は187件、Hyper-QUを利用した平成26年度は125件、中学校においては、平成25年度が253件、平成26年度は164件と減っています。他の対策の効果もあると思いますが、いじめ防止の一助になっていると考えます。

資料7に平成26、27年度の教職員アンケート結果がありますが、Hyper-QUがいじめの予防、未然防止等に効果があったと感じる教職員の数が増えてきていますので、今後も研修等を重ねながら活用していきたいと思っております。

寺田委員長

ただいま3点についてご説明をいただきましたが、ご意見・ご質問等がございますか。

川崎委員

資料6の1いじめの認知件数の解消率についてですが、具体的にはどのような方法で解消したと判断または把握をされているのか教えていただければと思います。

安藤指導主事 問題行動調査の中に、そのような項目があります。いじめが解消したかどうかを記す欄があり、学校で何件いじめがあり、何件解消したかを報告しています。その数字です。

寺田委員長 学校の判断ということですね。

安藤指導主事 そうです。

寺田委員長 どなたか他に、ご質問等ありませんか。

磯邊副委員長 Hyper-QUはお高いイメージがありますが、予算はどこから出ているのでしょうか。

安藤指導主事 資料がないので正確な数字は言えませんが、1部400くらいになります。いじめ事業対策費として予算計上しております。

磯邊副委員長 市が出しているのですか。

安藤指導主事 はい、そうです。

寺田委員長 市原市には重大事態は起きていないとのことでしたが、全国的にはかなりあるのでないでしょうか。

磯邊副委員長 平成26年度は全国で450件、1都道府県あたり約10件と文部科学省の統計にあります。

寺田委員長 市原市が少ないという理由は何かありますか。

山越指導主事 重大事態は起きていませんが、いじめがないとは言えません。ただ、ここ数年は教職員の見る目が今までと違い、きちんと発見、把握していこうとする姿勢から認知数が増えてきていますので、そのような努力はあります。

寺田委員長 どなたか他に、ご質問等ありませんか。

磯邊副委員長 最初にお伺いすべきことだったかもしれませんが、この委員会に

私が任命されたということを公表してもよろしいでしょうか。

高澤課長

会議は公開となっておりますので、会議資料として委員名簿の方も公開させていただきますので、外部に発表されても問題ありません。

それから、大学の方で、特に国立系の大学ですと、このような委員を委嘱した場合、特別な手続き等がありますので、もし必要な書類等があれば事務局までご連絡ください。

寺田委員長

その他、ご確認することはありますか。

無いようですので、以上をもちまして、委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。